

飯田市軽度者等（要介護1、要支援1・2）に対する福祉用具貸与の取扱い

対象外種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（段差解消機・昇降座椅子を含む。つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（要介護2・3を含む）

- ① 直近の認定調査票の写しを入手する
- ② 基本調査結果が厚生労働大臣の定める者のイの状態像（判断表）に該当するか確認する

判断表

基本調査の調査結果に該当する

介護保険での貸与可能

市への確認依頼書の提出は不要

判断表

基本調査の調査結果に該当しない

医師の意見に基づき貸与の必要性を判断する
[次のページへ](#)

該当する基本調査の結果がないもの

① 車いす・車いす付属品

判断表 (二) 日常的に生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者に該当する

② 移動用リフト（段差解消機に限る）

判断表 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者に該当する

左記に
該当しない

移動用リフトのうち、「昇降座椅子」については移乗の基本調査結果で判断する。

移乗が「一部介助」又は「全介助」の場合は介護保険での貸与が可能（市への確認依頼書の提出は不要）

移乗が「一部介助」「全介助」以外の場合は、次のページへ

医師から得た情報に基づき、福祉用具専門員等を交えたサービス担当者会議等を開催する。
適切なケアマネジメントを実施した上で貸与の必要性が確認できれば、介護保険での貸与可能
市への確認依頼書の提出は不要

介護保険での貸与不可
自己負担での利用を妨げるものではない

次 i ~ iii のいずれかに該当するか、医師の意見（医学的な所見）に基づき判断する

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に 94 号告示第 31 号のイに該当する者
（例：パーキンソン病の治療薬による ON/OFF 現象）
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに 94 号告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者
（例：がん末期の急速な状態悪化）
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 94 号告示第 31 号のイに該当すると判断できる者
（例：喘息発作による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

医師の意見（医学的な所見）は次のいずれかの方法で確認する。

- ・主治医意見書
- ・医師の診断書
- ・医師の所見聴取（医療と介護との連携連絡票、多職種連携シート等による確認（口頭指示の場合は聴取日・内容をサービス計画等へ記載する））

i ~ iii のいずれかに該当する

i ~ iii のいずれにも該当しない

福祉用具専門員等を交えたサービス担当者会議等の適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が必要であるか判断する

介護保険での貸与不可
自己負担での利用を妨げるものではない

必要性が認められる場合は、次の書類を市に提出し、審査を受ける

- ・軽度者等に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書【飯田市様式 6-29】
- ・主治医意見書、医師の診断書、医師の所見聴取のいずれか
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・介護予防サービス支援計画書又は居宅サービス計画書(1)(2)

貸与承認後は、要介護（要支援）認定の更新申請・区分変更申請、担当居宅介護（介護予防）支援事業所変更があった場合に再度確認を行い、必要書類を市へ提出する。

市から居宅介護（介護予防）支援事業所へ審査結果通知を送付する
貸与が承認された場合は、介護保険での貸与可能